

### 第 3 3 号議案

足立区障害福祉施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障害福祉施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 足立区障害福祉施設条例（平成 2 年足立区条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区障がい福祉施設条例

第 1 条中「障害福祉施設」を「障がい福祉施設」に、「心身障害者」を「心身障がい者」に、「心身障害児」を「心身障がい児」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「障害福祉施設」を「障がい福祉施設」に改め、同条各号を次のように改める。

- ( 1 ) 障がい者通所支援施設
- ( 2 ) 心身障がい者福祉作業施設
- ( 3 ) 障がい者等貸出施設

第 3 条中「障害福祉施設」を「障がい福祉施設」に改める。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「障害福祉施設」を「障がい福祉施設」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

- ( 1 ) 障がい者通所支援施設 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「自立支援法」という。）第 5 条第 6 項に規定する生活介護及び同条第 1 5 項に規定する就労継続支援を行うために必要な施設の提供に関すること。

第 4 条第 1 項第 2 号中「心身障害者通所訓練施設」を「心身障がい者福祉作業施設」に、「心身障害者に」を「心身障がい者に」に改め、同項第 3 号中「心身障害者等貸出施設」を「障がい者等貸出施設」に、

「心身障害者及び」を「心身障がい者及び」に改める。

第5条第2項中「心身障害者等貸出施設」を「障がい者等貸出施設」に、「心身障害者」を「障がい者」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「心身障害者作業訓練施設及び心身障害者通所訓練施設」を「心身障がい者福祉作業施設」に改め、同項第2号中「知的障害者」を「知的障がい者」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

障がい者通所支援施設を使用できる者は、自立支援法第29条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者とする。

第6条第1項中「障害福祉施設」を「障がい福祉施設」に、「手続き」を「手続」に改め、同条第2項中「付す」を「付する」に改め、同条第3項中「障害福祉施設」を「障がい福祉施設」に改める。

第7条及び第8条中「障害福祉施設」を「障がい福祉施設」に改める。

第9条中「障害福祉施設」を「障がい福祉施設」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第10条及び第11条中「障害福祉施設」を「障がい福祉施設」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

種類	名称	位置
障がい者通所支援施設	梅田ひまわり工房	東京都足立区梅田五丁目27番11号
	西新井ひまわり工房	東京都足立区西新井二丁目11番4号
	西伊興ひまわり工房	東京都足立区西伊興二丁目1番8

		号
	東六月町通所支援施設	東京都足立区東六月町5番20号
心身障がい者福祉作業施設	日の出町ひまわり作業所	東京都足立区日ノ出町19番12号
	東六月町ひまわり作業所	東京都足立区東六月町5番20号
	江北ひまわり作業所	東京都足立区江北六丁目16番2-101号
	千住ひまわり作業所	東京都足立区千住仲町24番2号
障がい者等貸出施設	足立区竹の塚障がい福祉館	東京都足立区竹の塚二丁目25番17号

第2条 足立区障がい福祉施設条例の一部を次のように改正する。

別表障がい者等貸出施設の項中「足立区竹の塚二丁目25番17号」を「足立区竹の塚二丁目25番21号」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は平成21年4月1日から、第2条の規定は同年8月3日から施行する。

(提案理由)

障害者自立支援法に規定する事業及び施設への移行のために規定を整備するとともに、施設の名称及び位置を変更する必要があるため、この条例案を提出いたします。